

Title	幕末期越前藩藩政改革路線に関する一考察：横井小楠「国是三論」をめぐる
Sub Title	A study of reforming plans in Echizen han in the last days of the Tokugawa regime : around "Kokuze sanron" by Yokoi Shonan
Author	高木, 不二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.3 (1982. 6) ,p.443(215)- 456(228)
JaLC DOI	10.14991/001.19820601-0215
Abstract	
Notes	島崎隆夫教授退任記念特集号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820601-0215">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820601-0215</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 幕末期越前藩藩政改革路線に関する一考察

—横井小楠「国是三論」をめぐる—

高 木 不 二

はじめに

1960年代後半から幕末期藩政改革研究は停滞期に入った。その原因は、一つに幕藩制国家論が階級闘争と国家変革のかかわりを追求する問題意識から、主に「世直し状況」論を軸に展開され、幕末・維新期の政治過程分析への関心がうすれたことにあるであろう。もう一つは、戦後の明治維新政治史研究の到達点の中から、藩政改革及び藩政改革派が維新変革にとって否定的媒介にすぎなかったという結論が、強くうち出されてきたことによると考えられる<sup>(1)</sup>。

だがそうした中で、最近再び新しい視角からの藩政改革研究が浮上してきている。それは、幕藩制国家の解体過程を幕藩関係から見る立場にたつて、藩政改革をみつめ直そうとするものである<sup>(2)</sup>。それは一方で西南雄藩中心の藩政改革研究を脱却せんとする動きを伴っているが、本稿も基本的にはこの立場にたつものである。

しかし本稿は藩政改革自体の分析に関して、そのもつ多様なあり方を重視する視点をあらたに付加していきたい。それは多様な政策内容への着目を前提としつつも、さらにそれらを体系的にとらえることによって、外圧を含めての封建的危機に対応する、藩権力の多様な対応の型を積極的に見つめていくということである。これは藩権力が「内憂外患」をいかに認識し、いかに対応するかは、藩をとりまく内外の政治状況・地域的経済偏差・幕藩権力体系に占める藩主の位置・為政者の政治思想などのかかわりの中で、権力独自の論理にもとづくさまざまな対応の仕方がありうるとの認識に立つからである。

そしてそれは最終的には、多様な藩権力の対応の型＝藩政改革路線が、幕藩制という体制的枠組や幕末という経済的發展段階、及び階級間矛盾の深度、さらには外圧の性格などの客観的歴史状況

注(1) 芝原拓自『明治維新の権力基盤』（お茶の水書房・1965）、田中彰『幕末の藩政改革』（塙書房・1965）。

(2) 乾宏巳・井上勝生「長州藩と水戸藩」（『岩波講座日本歴史』1976所収）、長野ひろ子「諸藩の藩政改革」（『講座日本近世史』有斐閣、1981所収）をあげておきたい。

の中で、全国的レベルに於ていかに淘汰され展開され、いかなる政治運動と結びついて幕藩制国家の解体にかかわっていくのかを見きわめることを目指すものである。

だが本稿ではそこに向けてのささやかな一歩として、とりあえず越前藩の安政改革から文久改革への改革路線の移行・展開のプロセスについて、万延元年（1860）末越前藩是として採用された、横井小楠の起草にかかる「国是三論」を素材として具体的に検討を行ってみたい。

「国是三論」については、横井小楠の思想研究の一環として既にいくつかの有益な論考がみられるが、<sup>(3)</sup>本稿では藩是としての「国是三論」を問題とする以上、一度これを徹頭徹尾越前藩政史の中に位置づけてみつけ直す視座を堅持していきたい。

従って以下、まず「国是三論」が成立し藩是とされるに至るまでの越前藩政を、安政改革期を中心に必要な限りふり返ることから出発する。<sup>(4)</sup>

## 1 「国是三論」の成立と藩是化の背景 I

越前藩安政改革を貫く柱は三つあった。一つは極端な“節儉政策”。二つは軍制・兵器・戦術面での洋式化をめざす“軍事改革”。三つは強力な“文武奨励政策”である。

このうち節儉政策と文武奨励政策は、天保期ことに藩主松平慶永襲封以後、藩財政の窮乏に対処する中で鋭意おしすすめられてきたものであり、もう一つの軍事改革については、弘化・嘉永期以来外圧を意識しつつ幕府からの指示を受ける中で、既に基礎がおかれていたものである。

越前藩安政改革は、いわばこうした天保期以来の政策の複合としての政策内容をもつものであったが、ペリー来航という癸丑ショックに敏感に反応する中で、改革は単なる政策の複合にとどまらず、一つの政策体系として昇華されたものとなっていく。それは結論的に言えば、財政再建をはかると共に驕奢に流れる人心をひきしめるための“節儉政策”と、もう一方でおしすすめられた“軍事改革”を基礎として、さらにその上に藩校を核とした“文武教育”を推進して支配階級主導のもと四民の「心力」を結集し、究極的には藩権力を介して強固な全国的防衛体制を確立して、外圧に対抗しようとするものであった。

その時藩権力が政策体系の要にすえたのが、安政2年（1855）6月あらたに設立された藩校明道館を媒介とする“文武奨励政策”であったのである。これに依り、藩士を主な対象として有能な人材育成をはかりつつ、封建的イデオロギーを注入すると共に、士気を鼓舞し、さらには軍事に関する研究・教育を行って軍事改革の促進をもはかったのである。

つまり一藩段階において、より高次の政治・軍事体制をつくるための最大のテコとして、文武政

注(3) その代表として松浦玲『横井小楠』（朝日新聞社・1976）をあげておく。

(4) 本稿は先稿「越前藩安政改革について—学校政策を中心に—」（『史学』51巻3号・1981）の延長上にあり、それを補足するものである。ことに安政改革については、先稿をあわせて参照されたい。

策が位置づけられていたのである。

次に改革内容に関して注目すべきは、“節儉政策”に付与された積極的な意味である。越前藩安政改革は、富国から強兵へという改革コースを、意識的に否定するところから出発した。富国は「偷安」の気風を生み、強兵にはつながらないというのである。そしてその時採用される経済政策は、“節儉政策”でなければならなかった。かくして、幕府をも当惑させ他藩の亀鑑ともなったという、安政期越前藩の「格外」の「省略」が必然化される。それは安政元年（1854）6月10日に国許で出された、向う10か年間の儉約令に象徴されるものであった。<sup>(5)</sup>

つまり安政期越前藩における節儉政策は、財政再建に向けての単なる消極的な経済政策ではなく、さらにすすんで商品経済の展開を阻止しつつ封建道徳を浸透させ、士気を昂揚して外圧に対処するための一大基礎政策として位置づけられていたのである。

つづいて、従来の研究が高い評価を与えてきた“軍事改革”についてみてみよう。その内容は陸軍を主な対象としているが、(1)鉄砲隊編成に向けての軍制改革、(2)軍備の洋式化や海岸防禦施設の整備、(3)洋式装備に対応する軍事技術訓練及び洋式兵制を取り入れての軍事訓練、(4)銃器・弾薬の藩内生産、といったものである。だがこのうち、安政段階で成果をおさめたと思われるものはせいぜい(1)ぐらいであり、他藩の改革に比べて特に注目に値するものがあるわけではない。

ことに(4)については『福井県史』（福井県編・1920）において、安政4年（1857）11月城下に大規模な銃砲製造所がつくられ、以後生産能力は飛躍的にたかまり大成功をおさめたとされて以来、成功説が定説化しているが、安政5年以後も銃器を大量に海外から買いつけていること、又銃器を武器として機能させる上で不可欠の火薬生産が失敗していることなどを考えあわせるならば、その過大評価はつつしむべきものと思われる。

最後に、以上のような天保期以来の改革の集約とも言うべき内容をもつ越前藩安政改革が、外圧を主要契機に始められ、従って全国的防衛体制の確立をめざす中央政界での政治運動—それは最終的には將軍継嗣運動に帰着する—と同時並行的に行なわれた、ということはやはり指摘しておかなければならない。その時両者の関係は相互規定的であったが、どちらかといえば「幕政改革」運動が「藩政改革」を規定する側面が強かったということも、後の文久期の藩政改革との対比で銘記されるべきであろう。

こうした安政期藩政改革の理論的指導者として、従来の研究は等しく橋本左内に英雄的地位を与えてきた。だが上述の如き政策体系の枠組は、既に安政2年初頭の段階で固まっており、その立役者は鈴木主税であったと察せられる。鈴木は禄高450石の中級藩士であるが、天保13年（1842）以来寺社奉行・側向頭取・側締役を歴任し、嘉永4年いったん役職を解かれたが、翌年には金津奉行となり、嘉永6年（1853）ペリー来航と共に幕府の諮問に対する答書作成に際して出府、にわか

注(5) 「家譜」百九十五（福井郷土歴史博物館蔵）。

藩中樞に返り咲いていた<sup>(6)</sup>。以後「御省略掛り」として、江戸・国許に於て大節儉政策を主導し、また文武政策の核となった藩校明道館の設立を主に「規画」したのも彼であったという。

左内の藩政への参画は、鈴木<sup>(6)</sup>の死後安政3年も後半のことであり、しかも当初は明道館関係のことにその職掌が限られていたことを無視すべきではない。そこでの左内の施策は、やがて安政改革を象徴する迄になっていくが、それは結果においては左内が文武政策を改革政策の要とする従来の改革路線の中で、一層強力にその改革を推進する役割を担っていったことを意味していた。

安政4年も末になり、彼の藩政への影響力が浸透し、藩論が完全に開国論に転回すると共にその交易富国論も採用されてくるが、これが従来の藩政改革路線（それは政策体系に具体化される。）を根本から否定するものであったとは考えにくい。即ち、翌安政5年5月幕府から滞府を命ぜられた藩主が発した藩政についての指示においては、依然として「治教一致」をめざし「明道館文武之事」<sup>(7)</sup>を重視せんとしているのである。つまり左内の富国論は、節儉政策と相反するベクトルを可能性として内包していることは否定できないが、それが藩内での商品経済の展開の積極的容認と結びついた具体的改革策の提示を通じて、従来の政策体系を破壊するまでには至っていないのである。

ちょうどこの時期、明道館に賓師として招かれ福井に入った横井小楠は、当時の越前藩の状況について、藩内は「人心不処合」であり、その病症を生んだ原因は「水府」の「余毒」即ち「水毒」にあるとの診断を下している。「水毒」とは、具体的には水戸流の「文武節儉之押懸け」<sup>(8)</sup>、即ち文武の「詰」を設け、藩権力の強権を背景に出席を強制するような形で行なわれる藩校教育と、極端な「節儉」を藩士・庶民に強要する縮小均衡的経済政策に象徴されるものであった。越前藩安政改革は小楠の目からみて、まさに「文武節儉之押懸け」に要約されるものであったのである。

## 2 「国是三論」の成立と著是化の背景Ⅱ

ところが安政5年7月、將軍継嗣運動に最後の精力を傾けていた藩主慶永が、幕府から隠居・急度慎を命ぜられるという事件が勃発した。するとこれを契機に、藩内では改革に不満を抱く保守派が動きを始め、安政改革派は後退を余儀なくされ、それと共に改革路線の変更も不可避となった。

まず改革派は10月以降みずからの手で、明道館運営に関して藩権力の直接的介入をやめることとし、又文武詰の制度を解除するなどその軌道の根本的修正を行った。同時に節儉政策についても、<sup>(9)</sup>11月家中に奉書紬の「着用御免」が触れられるなど路線変更が始められていったのである。

即ち藩主受讓にともなって、文武政策と節儉政策という安政改革の二つの大きな柱はくずれ、その政策体系は瓦解していったと見做しうる。この瓦解は、藩内改革が藩内改革として完結せず、中

注(6) 「剝札」（福井県立図書館蔵）。

(7) 『奉答紀事』（東京大学出版会・1980）202～204頁参照。

(8) 山崎正董『横井小楠遺稿篇』（明治書院・1938、以下『遺稿』と略す。）262頁。

(9) 「家譜」安政五年戊午茂昭様御代下（福井県立図書館蔵）。

### 幕末期越前藩藩政改革路線に関する一考察

中央における政治運動と不可分の関係にあったという、越前藩安政改革の基本的性格に起因するものであった。勿論このことは、改革政策それ自体が商品経済の展開と、それに伴う士民の行動様式の変化という歴史的客観状況に対応しえないという要因の存在を否定するものではない。

だが改革派の自己修正というかたちで事はすまなかった。翌安政6年(1859)冬、將軍継嗣運動のための京都工作の責を問われた橋本左内が死罪に処されるようなきびしい幕府の圧力の下で、安政改革派首脳の辞職が実現することとなる。即ち10月7日の左内処刑をはさんで、10月5日には保守派家老狛山城と共に安政改革派の中心であった家老本多修理が、11月5日には側用人中根鞆負が相次いで「御役御免」<sup>(10)</sup>となっている。これが「中君〔慶永—高木〕の御冤を奉雪候には、幕府の疑を解くにあり、此疑を解には参謀の臣を除くにある」<sup>(11)</sup>として、慶永側近の引責辞職を求めてきた保守派による、無理心中の人事であったことは察するに難くない。

このように幕府の圧力を受け安政改革が解体する中で、越前藩はあらたに藩政再建に乗り出さざるをえなかったのである。

慶永受誼後の藩政の推移については、史料が乏しく十分明らかにしえないが、新藩主茂昭のもとで中間派の家老松平主馬・本多飛騨が主に執政をリードし、長崎・横浜への動きを含め、富国をめざす経済政策に重点を置いた施策を行っていったようである。これを担ったのは、奉行長谷部基平・製造方頭取三岡八郎ら経済吏僚層であったが、彼等は左内の富国論からの影響を素地として小楠の富国論に接する中で、いちはやく節儉思想を払拭し、積極的な富国策を展開していったものと思われる。

越前藩の富国策実施については、安政5年冬ごろからいくつかの動きがみられ、安政6年に入るとそうした動きが着実に具体化されていく様子が確認できる。

まず開港したばかりの横浜において、藩出資の石川屋が営業を開始している。石川屋は本町5丁目<sup>(12)</sup>に90坪の土地を拝借し、与助を支配人として生糸をはじめとする諸商品を取り扱っていた。これが実際は、越前藩制産方支配下の「横浜商館」であったことは、翌万延元年(1860)3月与助のあと支配人となった全右衛門(本名岡倉覚右衛門・福井藩士)が受けた、次のような辞令から明らかである。「制産方御内用在之候ニ付立替之上横浜商館手代勤被仰付」<sup>(13)</sup>。

こうした藩外ことに横浜・長崎など開港場の販売拠点の確保と並行して、藩内では「産物御端立」を促すべく「制産方」の整備・拡充がはかられた。制(製)産方については、その設立時期は不明であるが、安政6年7月には府中鍛冶屋に対し、打物を西国筋へ独占的に移出する世話を制産方が

注(10) 「剝札」。

(11) 日本史籍協会編『橋本景岳全集』(1939、以下『景岳全集』と略す。)1060頁。

(12) 横浜市編『横浜市史』(1977)第二巻付表「横浜町人録」。

(13) 「福井藩庁記録」(福井県立図書館蔵)。

行方旨を達しており、これ以前の設置は確認できる。<sup>(14)</sup>この頭取には三岡八郎が任命されていたと思われるが、<sup>(15)</sup>さらに8月には奉行長谷部と奉行兼郡奉行勝木十蔵が制産方頭取同様心得を命ぜられており、その組織の整備・拡充がなされていく様子がうかがえる。府中にはおそくとも9月迄に制産役所が設けられ、地元の豪商松井友松らとその元締役にあたり、藩側(制産方)の後援を得て打刃物の販路拡張に尽力したという。<sup>(16)</sup>

このように安政6年から万延元年にかけて、制産方を核に対外交易をも含めた流通対策を通じて、藩内商品生産の保護育成策が積極的に展開されていったのである。

かくするうちに万延元年桜田門外の変を契機に井伊政権が倒れ、代わった久世・安藤政権のもとで、9月前藩主春嶽(慶永)の憤が一応解除された。これと共に、春嶽に藩政の主導権を復そうとする中根鞆負らの動きが活発化し、これが当時の藩首脳との間に摩擦を生じ、やがて人事問題に端を発する“東北行違事件”となって爆発するのである。その経過は省略するが、この事件を契機に小楠の尽力もあって春嶽の復権がかない、かえって「人心も合一」<sup>(17)</sup>し、新政が開始されることになった。この時に横井小楠によって起草され、藩是として採用されたのが他ならぬ「国是三論」<sup>(18)</sup>であったのである。

そして翌文久元年(1861)1月22日には新政権が発足し、中根が側用人に、又保守派の巨魁粕山城が家老にそれぞれ返り咲き、春嶽を頭にいただく形での挙藩体制が実現している。

以上の考察から、「国是三論」が成立し藩是として掲げられるに至った背景として、次の三点を確認しておきたい。(1)安政5年藩主受誼に伴う安政改革路線の解体と、中央政界との隔絶。(2)その後、経済官僚の主導による対外交易を含めた積極的な交易富国策の開始。(3)さらに万延元年末“東北行違事件”を契機とした、前藩主春嶽の復権と挙藩体制の成立。

### 3 「国是三論」(天)富国論について

「三論」が冒頭全体の4割を越える紙幅をさいて富国論を説きおこしたことの意味は、結論的に言うならば次の点にある。

それは「節儉」を基本とした越前藩安政改革期の基本的経済政策を否定し、前藩主受誼後開港場をはじめとして鋭意すすめられつつあった交易富国策を、左内の富国論の枠を越えて積極的に推進すると共に、さらにそれを全く新たな理念のもとに、改革の政策体系の要に据え直すことを宣言し

注(14) 武生市編『武生市史』(1974)資料編「鍛冶仲間記録」(三)、278頁。

(15) 三岡は安政4年1月18日製造方頭取に任命されているが、万延元年3月3日あらたに奉行役見習を命ぜられた際の辞令には「制産方頭取其俣被仰付」とある。〔土族略履歴イロハ引〕福井県立図書館蔵。

(16) 『武生市史』資料編「人物・系譜・金石文」134頁。

(17) 『遺稿』336頁。

(18) 「国是三論」(以下「三論」と略称する。)の成立時期については、松浦玲氏が「万延元年十月より早くはない」(『横井小楠』173頁)のではないかと考察されているが、筆者もこの説に従っておきたい。

たということである。以下「三論」の論理展開を追うなかで、この点を検証していきたい。

まず開国・鎖国それぞれの利害について、現実の社会・経済状況に即して語られていくが、重点は鎖国の害の指摘にある。それは「太平年久敷に随ひ驕奢に成行」<sup>(19)</sup>勢が必然化し、そうした中でことに大名は参勤交代はじめ「諸用」を背負って、困窮におちいることを免れない。このため「鎖国封建の制」のもと、各大名は他藩を顧慮せず「一国一郡を鎖閉」して利政聚斂を強行し、さらには「諸士の俸禄を借り」、「豪農富商」「細民」までも収奪せざるをえなくなるが、それがやがては「民心離叛」「一揆」を招くことは必定である。

それを回避すべく藩権力は「大節儉」を行い、士民にも「蔽令を下し華屋を毀ち美服を剝て質朴の古風に復」すことを求めるが、「奢侈已に気習となつて奢侈たる事を思」わない「時風」ゆえ、「節儉を以て困難苛酷の新法の如く心得」、人心の「払戻」は避けえない状況になる。鎖国を墨守せんとし、外寇が必至となる時勢のもとで、このような「殆困極せる国勢を以て兵備を蔽にし或は離叛或は払戻の士民を駆て防禦の策を建攘夷の功を奏せん事甚以無覚束次第」と述べている。

この鎖国弊害論は、商品経済の展開に伴う幕藩制の矛盾の深化の指摘と、それに対応するに復古的・反動的政策をもってすることへの批判という、一般論に還元されて理解されてしまつてはなるまい。ことに藩是としてのこの箇所の持つ意味を考えるならば、越前藩が藩内における商品経済の展開という歴史的客観状況を認識せず、天保期財政再建のため津留政策をとり、また安政期には対外防衛態勢の強化に向けて、「大節儉」政策をとつたことへの批判を読みとるべきであろう。

議論は次に、ではいかなる方向に経綸は行われるべきなのかという問題に移っていく。鎖国・封建制のもとでは、いかに明君ありても自ら儉して「纔に民を虐ざるを以て」仁政とするまでで、良臣と言うも「土地を開き府庫を充るを務」とし、結局は「民賊」たるにすぎない。又民間の生産についても、「搬出する先々に限りあれば出す事多ければ、必其物品を壅滞し其価を卑して或は姦商の詐術に落ち大に価を減ずる事あれば民も力を勞するに倦て勉励せず」、従つて「官府亦大に産を制する事を得ず」という状況が生じる。

そこで「三論」はこうした八方ふさがりの状況を突破すべく、鎖国を排することを主張する。即ち「方今交易の道開けたれば外国を目的とし信を守り義を固して通商の利を興し財用を通ぜば君仁政を施す事を得て臣民賊たることを免かるべし」として、積極開国交易にもとづく封建制＝藩体制の建て直しを提起するのである。

その時次のような具体的方策が提起される。

「五穀租税の外并糸・麻・楮・漆の類を初惣て民間に生産する処旧来悉く商買の手に売渡す故に其価尤賤く、就中姦商に逢へば種々の欺詐を受て其半価を得て止む者も亦多し。□是を官府に収むべし、其価は民に益ありて官に損なきを限とし、官に於て別に利を見る事なければ民自

注(19) 以下の引用は特に注記しない限り、すべて『遺稿』中の「国是三論」からの引用である。

ら其恵を蒙るべし。

但横浜・長崎等より物品月々の相場を聞調べ、民間にて売る処の相場に引当、諸港への運賃  
其余の雑費を加へ官府に損なくば民の乞ふに任せて精々高価に買べし。」

まず商品経済の展開を「天地の気運」として肯定し、むしろその結果として広く浸透した民間レ  
ベルでの“功利的”マインドを前提として、これを積極的に利用して経済政策をすすめていこうとす  
るのである。これは農民に対し「節儉」を説き、功利の弊風を除くべく郷校教育を促進しようとし  
た安政改革からみると、180度の方向転換であるといえる。そしてそのための最良の手段として、  
「官府」＝藩権力による生産物の独占的買上げが説かれ、又これが対外交易への藩権力の独占的タ  
ッチとセットになることによって、小商品生産者たる農民を「姦商」による中間的搾取から保護す  
るとともに、官府の対外交易利潤の独占を可能にしつつ、民間相場に比べての高価な買上げを保障  
し、全体として民間の労働意欲を減殺しない流通システムが完結することになる。

そして実はこの方策は、万延元年末の段階で制産方の指揮の下「第一大問屋」という「役所」<sup>(20)</sup>  
を設けて民間の諸生産物を買上げその移出をはかるなど、前述した安政6年以来の経済政策の延長上  
に、既にある程度の実現がみられつつあったのである。

次いで「三論」は、緊縮経済によって停滞している民間の小商品生産を積極的に始動・回転せし  
むべく、生産者への資本の前貸しを説く。そしてそのための財用は、「楮銀」＝藩札をもって行  
うべしとする。

だがこの銀札発行については、越前藩は財政再建問題とのかかわりの中で、天保改革期以来手痛  
い経験を重ねてきていた。ことに過札（過剰発行）と、正金引替えレートの引下げについて、天保  
10・11・13年と再三幕府から詰責を受けており、安政期にもこの問題は再燃し、同4年頃迄によ  
やく鎮静化したばかりであった。<sup>(21)</sup>そのため「三論」の説明は詳細をきわめている。<sup>(22)</sup>

「もし楮銀増益の恐れあらば、正金を以て銀局或は司農局に就て楮銀を買ふて其用に給せば官  
府諸局の殷富も足を翹て俟つべし。國産の内糸・桑種合せて十万余金なるべし。此二種を仮に官府の扱ひと見ても影響の正  
金にして是に換る銀札の製造も容易ならず、又製造出来る共年々の事となりては銀札過  
多の憂もあるべければ弛張損益の斟酌あるべき事也。乍餅物価の貴きに随ひ通用金も多からざれば世上の融通逼迫にして諸人の難渋なれば、  
銀札出来の員數も鎖國の了見を以て量りては不約合なることとなるべし。鎖國の昔日も銀札を以て為替に組めば銀札額で正金となること今日  
に同じき様なれども、昔の為替は前に懸合約束有て今日のごとく際限なき事には至り難し。且為替の正金多く江戸の用となりて國中の益となる  
事なき故、銀札を出すこと多ければ銀局の障りとなる恐ある故、今日の如く盛大の融通には至りがたし。今は品物さへあれば外國目当に売  
込故恰も塵芥を海河へ流すが如く、紙札の正金に化す  
こと聊指支あることなきは交易の開けたる利益なり。」

即ち過札や相場低下の問題は、正金が確保されれば問題にならないこと、そしてこの正金は、藩  
札が資本として拡大再生産過程の中にうまく回転すれば確実に増大すること、しかもそれは海外交  
易が可能となった現在十二分に実現の見込みがあることを訴え、過去の怪我にこりての鎖国時代の

注(20) 『遺稿』348・349頁。

(21) 『奉答紀事』27～40頁。

(22) 『景岳全集』449頁。

消極論を精緻に論破している。

以上が「三論」の富国策の梗概であるが、その要点は(1)海外交易の積極的活用、(2)原則として官府による対外商品流通の直接的掌握、(3)銀札発行による生産者への資本の融通、の三点につきる。

だが既述のとおりこれらの施策は既に実行にうつされつつあり、従って「三論」の狙いは、これを理論化することを通じて、その正当化をはかることにあったと言えよう。

しかし「三論」富国論の眼目はそれにとどまらない。否、最大の眼目はむしろそうした富国策の実践を、「政事」上の最重要課題として提起するところにあった。

即ち「三論」富国論の最後に、「政事といへるも別事ならず民を養ふが本体」であり、これは古今東西を問わぬものであるという主張がなされているのである。ここに安政改革と対照的な文久改革の理念が鮮明に言いあらわされている。つまり安政改革においては、「政事の根本<sup>(23)</sup>」として学校が位置づけられていたことから分るように、「政事」はきわめて政治的・イデオロギー的次元において扱われていたのに対し、「三論」は「政事」を「民を養ふ」こととしてすぐれて経済的次元において規定することによって、「政事」認識のコペルニクスの転回をはかったのである。

そしてこの時富国策は、他の諸政策に優先するものとして位置づけられたのであるが、実は同時にこの新たな「政事」認識の地平から、「三論」の痛烈な幕政批判もとび出してくるのである。

「三論」が為政者ことに大名による「政事」を優先する立場にたつ限り、参勤交代はじめ諸役の賦課を通じて大名の経済基盤をおびやかす幕政を、「私営」として批判するに至るのは必然の流れであった。

松浦玲氏はこうした露骨な幕政批判を含む「三論」が、「万延元年十月の時点で越前藩という一つの藩(それも家門筆頭)の『国是』として決ったという意義は、軽視できない。」<sup>(24)</sup>と指摘されているが、この前提には安政の大獄をはさんで、前藩主慶永の受誼と、その後の慶永の藩政における復権という事実があったことを想起する必要がある。幕府から罪を受けた前藩主の正当化と、幕政批判の国是化が表裏一体の関係にあることは敢えて指摘するまでもない。

#### 4 「国是三論」(地)強兵論について

強兵についての「三論」の主張は海軍振興論に始まる。即ち「当今航海大に開け海外の諸国をも引受ずしては適はざる時勢と成りては、日本孤島の防守は海軍に過たる強兵はなし」と説くのである。これは弘化・嘉永期から安政期にかけて軍制改革を推進し、西洋砲術の摂取につとめ、洋式訓練を行ってきた越前藩の頭の中にある、陸軍中心の強兵観の弱点をつくものであった。

そしてその必要性を世界状勢から説きおこし、五大州に及ぶイギリスの冠絶、ナポレオン戦争を

注(23) 『景岳全集』110頁。

(24) 松浦前掲書、178頁。

通じてのフランスの対抗、さらに新しくはアジアにおけるロシアの強大化と、それに伴う英・露の対立激化に説き及び、クリミア戦争そしてその敗北の結果として、ロシアの東方経略が進行しつつあることをも詳細に述べるに至っている。

その上で「英・魯の戦争も亦数年ならずして日本海面に起らんとするの勢あり。此時に當って日本咽喉の地に在て其嚮背大に、二国の強弱に關係すれば、二国必日本を争ふべければ日本の危険尤甚しといふべし。」と分析し、「海外の形勢如此日新月盛なるに日本独り太平の安を偷んで、驕兵を駆て兇戯に等しき操練を事とすとも何ぞ敵愾の用をかなすべき。海軍を捨て防禦の策なき所以なり。」と断じている。このように「三論」は正確な海外情報をもとに、シビアーな海外認識に立脚して海軍の必要性を強調していったのである。

なおこの海外認識に関して注目すべきは、ロシアに対する敵しい見方である。「魯国の日本に通じて慙懃を致し又蝦夷の経界を論ず、其根拠知るべき也。」という一文にそれは端的にあらわれている。そしてこの強い語気からは、やはり開国論に転じた後の越前藩安政改革派の対ロシア認識批判、なかんずく橋本左内の説いた有名な日露同盟論への批判を読みとることができる。

では海軍振興の具体策はいかなるものか。「三論」は地理的条件の近似するイギリスを範として、ひたすら国をあげて策を講ずるほかはないとして次のように述べている。

「幕府もし維新の令を下し固有の鋭勇を鼓舞し全国の人心を固結し其軍制を定め其威令を明らかにせば、外国の恐るゝに足らざるのみならず、時あつては海外の諸州に渡航し我義勇を以て彼が兵争を積かば、数年ならずして外国却て我仁風を仰ぐに到らん。」

ここでは幕府のリーダーシップが期待されているのである。勿論ここで言う「幕府」は、これまでの幕府を無条件に前提とするものではないことは言うまでもない。

だが実は「三論」のこの箇所は、単なる海軍振興策の提示にとどまらず、それが新たな外交理念と結びついて論じられているところに大きな意味がある。即ち幕府が軸となって一国の人心を固結し、強兵を成し遂げた上で西洋の侵略主義的「兵争」を解き、「仁風」を世界に敷くべきであるとされているのである。

こうした高邁な道義的信念にもとづく外交論が、左内にみられたような戦略上の配慮から外交詐術を弄し、日露同盟を結び、近傍の小邦を兼併する中で西洋列強の圧力に対抗せんとした外交論と、<sup>(25)</sup> 対照をなしていることは偶然ではない。つまりここにおいて「三論」強兵論は、安政期強兵策の方法のみならず、その方向の転換をも求めているのである。

従って「三論」を藩是化した越前藩は、ロシアを含め海外状況の認識をあらたにしつつ、海軍中心に強兵策の重点を置きかえると共に、朱子学的理念のもとに外交理念の根本的な転換を行う中で、安政期以来の強兵策の侵略主義的方向を脱却することをも宣言したことになる。

注(25) 『景岳全集』550～555頁参照。

こうした総論に次いで、「三論」は各論として、幕命のない現段階にあって一藩単位で出来る海軍振興策を提起する。それによれば、とりあえず土分の者をして航海に馴れしめ、『コットルスクーネル』等の異様船二三艘を造って、後日の海軍の用に供せよと言う。越前藩では安政6年段階で既にコットル船一番丸が竣工していたが、この安政期の成果を前提としつつ、これをさらに一藩強兵策の重点対象としておしすすめ、将来の国家的規模での海軍創設へのステップとしていこうというものである。

だが幕末において、ことに山崎学の影響の強かった越前藩においては、「強兵」とは決して兵器や戦術などの客観的軍事力の問題ではなく、基本的にはあくまで「心力」の問題であった。それ故「先づ航海に馴れて遂に海軍の用をなすべきは聞へたれども、是を強兵と称するは如何に」との問いがなされる。これに対する答は、「土人をして武士道を講明せしむるに過たる強兵なしといへども、其心胆を事实上に練磨することは海軍より善きはなし」とされる。

その理由は、陸地防守では常に受身にまわり、兵の士気が盛りあがらないのに対し、海軍は「一船即必死の地にして士卒力を一致せざる事を得」ないからであり、従って「驕兵をして強兵と変ずるも亦海軍に如くべからず」とされるのである。

ここで、海軍＝「強兵」論は、一見他愛のない精神論に見えるが、これも外圧をひかえて「三論」が富国を最優先課題として提起しようとした時、富国は「偷安」の気風に通じ「強兵」にはつながらないとする、安政期顕著であった「心力」至上主義からくる藩内の根強い不信感を取り除く必要から、強調されたものであることは容易に察せられるであろう。

## 5 「国是三論」(人)士道について

「三論」の士道論は文武の通弊批判から始まる。

「学者は武人の迂闊麤暴にして用ふるに足らざるを鄙しめ、武人は学者の高慢柔弱にして事に堪へざるを嘲り互に相容れず、治具〔文武一高木〕却て争端を啓き矛盾を事とするは、日本国中の通弊にして其道の原頭明らかならざるによれり。」

こうした「学者」「武人」の相互蔑視傾向の指摘は、「日本国中の通弊」批判である以前に、まず何よりも安政期明道館文武教官の実態批判であった。既に安政4年段階で、当時明道館学監同様心得であった左内が、館内の実状について「文士は武夫之粗暴偏狹を笑ひ、武夫は文士之柔弱怯懦なるを嘲り…互に意地を以て角論に及び、遂に結党の勢成り、門戸の争を相始候半も難斗、此亦可恐義に奉存候。」と記していたのである。<sup>(26)</sup>

左内によれば、その原因は教官に人を得ざる故とされたが、「三論」によれば、それはもっと根本的な文武の考え方即ち「其道の原頭」が明らかでないことに起因するとされた。

注(26) 『景岳全集』259・260頁。

では「真文真武」とは何かというに、「文武といへる事の古へ物に見えたるは書の大禹謨に帝舜の徳を称述して乃聖乃神乃武乃文といへり、是ぞ真の武文の本義にして当時読むべきの典故習ふべきの武伎あるべくもあらず唯其聖徳の外に発せるを指し其仁義剛柔を形容して文武と云、素より徳性による事にて決して芸術杯に関するべき事にあらざるは勿論なり」とされる。つまり文武は「元一源」であり、「心法」＝徳性に因るものとして把えられないかぎり意味をなさないことになる。

それ故古代中国の三代にみられたような、「洒掃應對より始て脩己治人の道を教ゆるに惣て徳性の固有に本づき人の人たる職分を尽さしむるまでにて、一ツとして強為に互る事」のない学校教育が理想とされ、その一方で「経史を記誦講論し武術を演習鍛錬する道場にして、法を立て制を設け智術を以て諸士子弟を駆て強て業に就かしむ」るような形での文武学校教育は、「治教に益」なしとして否定されるのである。水戸弘道館にならって、文武館への詰を強制し、文武修業の実績が藩庁人事に際して加味されるような、安政期明道館教育体制への批判がここに集約されていることは言うまでもない。

だがこれにつづいて「三論」では、士たる者文学をし武術を学ばずしては、孝悌忠信の道を知らず、武士の本業をも忘れるに至るのではないかとの執拗な反論が展開されている。この反論が、明道館建学の精神を凝縮させたとされる「明道館之記」の冒頭の部分、「凡天下之事物。莫不各有当行之理。所謂道也。若夫父子之親。君臣之義。則之是也。蓋道者。雖人性固有。不待外求。自其非生知之資。苟学而不明之。則氣稟所拘。物欲為蔽。而不能由於夫当行之理也。」<sup>(27)</sup> という考え方に全く照応していることは見逃せない。

答は次のようになされる。

「凡人と生れては必父母あり、士となりては必君あり。君父に事るに忠孝を竭すべきは人の人たる道なる事を知るは固有の天性にして教を待て知るに非ず。其道を尽さん事を思ふよりして徳性に本づき条理に求め是を有道に正すは文の事也。其心を治め其胆を錬り是を伎芸に驗み事業を試るは武の事也。試業の姿は今の有様に異なる事なけれど術に縋りて心を治めんとすると、心に興って術に試ると、其原頭にも本末の差違あり。」

これは道（理）を覚知しうる人間固有の天性の自律的発現を信頼し、文武修業は道の実践にむけて人間がみずからの心のみがきあげる手段にすぎないという議論である。ここでの議論によって、文武修業を通じて他律的に人は初めて道を知るに至るとする立場から、強制的な形で学校教育を行おうとした安政期明道館の教育理念は、根本から否定された形となっている。

そして最後に、「人々をして文武の真義を会得せしむべき」方法が開示されるに至る。

三代の如く「大聖上に在り大賢下に居て教を敷」くときは「学校」も有益であったことによく思いをいたし、今はその状況に少しでも近づくことが必要である。即ち「君相共に文武の道の離るべ

注(27) 『景岳全集』233頁。

### 幕末期越前藩藩政改革路線に関する一考察

からざるを体認し、まず「人君は上に在て慈愛・恭儉・公明・正大の心を操って是を古聖賢に質し是れを武備に練り、是を聖教に施すに性情に本づき彝倫により至誠惻怛を以て臣僚を率ひ黎庶を治め、宰相たる「執政大夫」は「此人君の心を体して」その盛意を奉行すべきである。さらに諸有司は「君相の意を稟て」「公に奉じ下を治め」、又「文武術の師範に論して其蒙昧を啓らき固執鄙野の陋習を去て上君相に視て門弟子を誘ふに真文真武を以てし治教を裨益せん事を誨ゆ」べきである。

こうなれば「文武の教・学校の政已に廟堂の上に立を以て臣僚自から道に嚮ひ、士道の尽さん事を思ふは自然の勢にして、人々君相の心を心とするに至れば経史を閲し刀槍を試る皆淵源あって空文偏武の伎能に流れず悉く其用を為さずといふ事なし」という状況となり、自然と「真文真武の治教」が実現するというのである。

一見観念的なこの議論には、文武のあり方を論じることを通じて、実は従来の藩政府の執政姿勢、換言すれば権力のあり方に修正をせまるドラスティックな主張がこめられている。

即ち安政期において、藩政府は藩士に対してアプリアリに超越的・絶対的存在としてみずから位置づけようとして、学校教育をも権力の下に完全にコントロールしつつ、上からの封建的イデオロギーの注入を重視する教育を行っていった。この時藩主は、全く学校教育の対象とは切り離された存在であったことは勿論である。

だが「三論」に於ては、藩主及び藩政府はアプリアリに絶対化されることは否定され、三代の治教に限りなく近づくことが要求される中で、あらたに無限に相対化された“君主”を核とする権力形態が理想として掲げられるに至ったのである。このもとでの藩士教育は、みずから文武修業によって聖徳をみがく君主をはじめとする、権力中枢の人間の政治姿勢にならうなかからおのずとなされるものとされ、学校独自の機能はむしろ否定されていると言ってよい。

ここに至って、將軍継嗣運動の失敗・東北行違事件を経て、事実上相対化された形で復権した“君主”松平春嶽（藩主ではない。）の存在が、相対的ながらもしかも確たるレゾンデートルをもつものとして理論的に規定されると同時に、藩校明道館はその存在を否定されないまでも政治的生命を奪われ、以後藩政の前面から姿を消すことが決定づけられたのである。<sup>(28)</sup>

### おわりに

以上の考察から、「国是三論」(天)富国論・(地)強兵論・(人)士道が、それぞれ安政改革における節儉政策・軍事改革・文武政策という、改革の三つの柱に対応する形で説かれていることは明らか

注(28) 福井城三ノ丸に創設された明道館は、文久年間に八軒町(宝永中町)士族屋敷へ移転している。(文部省総務局編『日本教育史資料』1890, 巻2, 38・39頁参照。)

かである。

今その主張を要約すれば次のようになる。(1)安政期の経済政策としての「節儉」政策を排し、安政末年頃から左内の交易富国論を素地として、小楠の指導のもとに展開されていた開港に伴う積極的経済政策の実績をふまえつつ、海外交易の活用による富民・富藩政策を政策体系の中軸に据える。(2)軍事改革については、嘉永期以来の陸軍中心の改革実績を前提としつつも、きびしい世界状況を直視する中で、「宇大」に「仁風」を布かんとする壮大な理念に立って、あえて海軍の形成に重点を置く。(3)最後に安政改革期政策体系の要をなした明道館教育体制を払拭し、あわせてその根源たる藩権力中枢の強権的な政治姿勢を修正する。

こうした主張を通じて、「国是三論」は天保期以来の改革の集約としての安政期藩政改革路線（理念とそれに基づく政策体系）を最終的に解体し、あらたな改革路線を提唱したのである。

越前藩はおそらくも文久元年初頭にはこの「国是三論」を藩是として高く掲げ、以後この方向に沿って鋭意文久改革をおしすすめていくことになるが、この路線変更の契機として、政治的には安政の大獄をはさんでの中央に於ける政治運動からの撤退、経済的には開港という、越前藩をおおう歴史的大状況があったことはやはり確認しておかなければなるまい。

こうみてくると、表面上改革主体に大きな変化がみられず、従って従来の研究がすべて越前藩安政改革と文久改革を連続的過程として把えてきたにもかかわらず、両改革の間には歴史的 성격の質的差違があることを想定せざるをえない。勿論その根本には、外圧という直接的危機に臨んで、歴史状況の推移の中で藩権力が何を最重要課題とみなすかという認識のちがいがあったと考えられる。その点に関して敢えて言えば、安政改革期最大の課題が幕藩権力、換言すれば支配階級総体の政治的結集にあったとすれば、文久期のそれは、小商品生産者農民を中核とする被支配階級の懐柔による藩権力支配の再編にあったとみなしうるのではなかろうか。

そしてここで浮かび上ってきた両改革の質的差違認識への展望は、つきつめていけば両時期の藩権力の性格評価の問題にかかわり、さらには両時期の同藩による公武合体運動（安政期將軍継嗣運動と文久期幕政改革運動）の性格評価の問題にまでつらなっていく重要なモメントをはらんでいるはずである。

今そこまで言及する準備はもたないが、幕藩制国家を解体する一つの契として、藩権力の経済的自立化指向と、それを基礎とする藩権力による「公儀」即ち幕府権力改造への政治的動きをみるとすれば、越前藩におけるその起点は文久改革期に求められるという点を最後に指摘しておきたい。

〔なお本稿は慶應義塾学事振興資金の研究補助による研究成果の一部である。〕

（慶應義塾高等学校教諭）